

【 投薬 】**300 シロスタゾール（プレタールOD錠等）の算定について**

《令和6年9月30日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するシロスタゾール（プレタールOD錠等）の算定は、原則として認められる。

- (1) 内頸動脈狭窄症、脳動脈狭窄症
- (2) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
- (3) 心原性及び出血性のない脳血管障害（脳血流障害、一過性脳虚血発作）

○ 取扱いを作成した根拠等

シロスタゾール（プレタールOD錠等）の添付文書の効能・効果は「慢性動脈閉塞症に基づく潰瘍、疼痛及び冷感等の虚血性諸症状の改善、脳梗塞（心原性脳塞栓症を除く）発症後の再発抑制」である。内頸動脈狭窄症、脳動脈狭窄症、慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）はいずれも血栓性脳梗塞又は動脈の閉塞病変を来す主たる原因の一つである。また一過性脳虚血発作は脳梗塞の危険因子であり、脳梗塞発症抑制のためには、抗血小板薬であるシロスタゾール（プレタールOD錠等）の投与は有用である。

以上のことから、上記(1)から(3)の傷病名に対するシロスタゾール（プレタールOD錠等）の算定は、原則として認められると判断した。